

越前市地域自治振興事業交付金算定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市地域自治振興条例施行規則（平成17年越前市規則第5号。以下「規則」という。）第10条に規定する地域自治振興事業交付金（以下「交付金」という。）の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会数及び地区面積 別表第1の左欄に掲げる地区ごとに同表の中欄に掲げる町内会数及び右欄に掲げる地区面積をいう。
- (2) 地区人口 地区における毎年2月1日現在の人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数）をいう。
- (3) 市人口 市における毎年2月1日現在の人口（住民基本台帳法第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数）をいう。

(地域自治振興事業)

第3条 規則第5条第1項第1号に規定する基礎事業は、別表第2による。

2 規則第5条第1項第2号に規定する協働事業は、別表第3による。

3 規則第5条第1項第3号に規定する特別事業は、別表第4による。

(交付金の算出基準)

第4条 規則第12条第2項に規定する交付金限度額の算定基準は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎事業交付金 別表第2中欄に掲げる事業内容に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる方法により算出した額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）の合算額
- (2) 協働事業交付金 規則第10条第3項に規定する予算額から前号と次号で規定する額の合算額を減じた額を総額とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てた額とする。)の合算額とする。

ア 均等割額 協働事業交付金の総額の30パーセントを地区数で除して得た額

イ 人口割額 協働事業交付金の総額の60パーセントを市人口で除して得た額に、当該地区人口を乗じて得た額

ウ 面積割額 協働事業交付金の総額の10パーセントを別表第1に規定する地区面積の合計で除して得た額に、当該地区面積を乗じて得た額

(3) 特別事業交付金 交付金の総額(規則第14条第2項の規定により交付年度を変更して交付することとした額を除く。)の5パーセント以下の額

(特別事業交付金の額の決定)

第5条 特別事業交付金の額の決定は、市長が別に定める審査基準に基づき、当該特別事業の内容を審査して行う。

2 前項の場合において、市長は、審査を行うに当たって必要があると認めるときは、有識者又は当該審査に係る関係者の説明を求め、又は意見を聴くものとする。

(交付限度額)

第6条 市長は、第4条第1号及び第2号の各号において算出された額の合算額(基礎事業交付金と協働事業交付金限度額)と同条第3号において算出した額(特別事業交付金限度額)をそれぞれ限度とし、当該限度額を合算した額の範囲内において交付金を交付する。

(繰越金の対応)

第7条 規則第6条第2項ただし書の規定による繰越をしたときは、当該繰越金相当額を、規則第10条第2項に規定する事業費総額から除外する。

(交付時期の例外)

第8条 規則第16条第1項ただし書に規定する事業は、別表第2に掲げる狭隘道路除雪事業とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の越前市地域自治振興事業交付金算定基準要綱第2条第2号及び第3号の規定は、平成25年度以後の地域自治振興事業交付金の算定について適用し、平成24年度以前の地域自治振興事業交付金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地 区	町内会数	地区面積（平方キロメートル）
東地区	20	2.00
西地区	21	2.68
南地区	23	3.57
神山地区	6	9.85
吉野地区	10	7.88
国高地区	18	7.81
大虫地区	13	13.74
坂口地区	6	14.64
王子保地区	14	27.43
北日野地区	17	14.29
北新庄地区	7	6.86
味真野地区	21	35.88
白山地区	21	38.70
栗田部地区	8	2.99
岡本地区	14	14.07
南中山地区	11	7.16
服間地区	22	21.21
合 計	252	230.76

別表第2（第3条、第4条関係）

区 分	事業内容	算出方法（1地区当たり）
基礎事業	地区自治振興会事業 (1) 総会及び理事会の開催 (2) 自治振興会の運営	1, 500, 000円
	市自治連合会の事務局事業	4, 790, 000円×地区人口 ÷市人口
	一般防犯灯電気料金補助 自治振興会及び町内会の責任により管理する一般防犯灯電気料金の補助	一般防犯灯（定額灯・契約番号050に係るものであって、平成26年度に実施した町内防犯灯LED化推進事業によるリース対象のものを除く。）に係る交付申請年度の前年度11月分電気料金（交付申請年度の前年度3月までの契約変更による調整及び新設による調整をするものとする。）×12 ÷2
	狭隘道路除雪事業（A路線） 市長が別に定める基準により認定を受けたA路線を自治振興会の責任により除雪する事業	自治振興会が市の認めた業者と市の除雪出動に連動して行うよう契約したA路線の除雪について、市が支払に採用する1時間を単位とした除排雪単価により算出した額
	狭隘道路除雪事業（B路線） 市長が別に定める基準により認定を受けたB路線を自治振興会、町内会等の責任により除雪する事業	B路線の道路延長（m）×除雪単価30円×市が一斉除雪を実施した日数を基に市長が定める数
	社会教育講座事業	130, 000円+550, 000

	社会教育の推進を目的に講座又は講演会を開催する事業	$0 \text{ 円} \times \text{地区人口} \div \text{市人口}$
--	---------------------------	--

別表第3（第3条関係）

区 分	対 象 と な る 事 業
協働事業	(1) 地域の課題を解決するために市と協働して取り組む事業 (2) 地区がこれまで実施してきた事業で地域自治振興の目的に沿った事業 (3) 地区住民のふれあいを目的とした創意と工夫によるソフト事業 (4) 地区の創意と工夫による拠点整備事業 (5) 地区の伝統と歴史を受け継ぐための事業 (6) 市全域を対象とした行事に地区が参加する事業

別表第4（第3条関係）

区 分	対 象 と な る 事 業
特別事業	(1) 地域の特性を生かす整備事業 (2) 地域の特性を生かすソフト事業 (3) 継続して実施している協働事業で、当年度に限り企画を拡充して実施する事業